

ジャパンサーチのコレクションポリシー
(信頼性のあるデータ・機関等との連携方針)
(案)



2024年10月18日
内閣府知的財産戦略推進事務局

1. コレクションポリシー策定の検討経緯

ジャパンサーチの達成目標

デジタルアーカイブ戦略懇談会（第2回）にて採択されたジャパンサーチの達成目標のうち、コレクションポリシーの策定について、2025年までに信頼性のあるデータ・機関等との連携方針の策定を目指している。

項目	~2025年	2030年	2035年
コレクションポリシーの策定	信頼性のあるデータ・機関等との連携方針の策定	ポリシーの見直しと新たな分野の検討	連携分野の拡大

（令和6年5月30日開催 第2回デジタルアーカイブ戦略懇談会 資料1「国関係のアーカイブ機関等及びジャパンサーチにおけるデジタルアーカイブ推進の達成目標について」より抜粋）

デジタルアーカイブジャパン推進委員会「3か年総括報告書」（令和2年8月）

デジタルアーカイブジャパン推進委員会による「3か年総括報告書」において、「連携にあたっての検討事項」として以下が示されている。

ジャパンサーチとアーカイブ機関との連携は、つなぎ役を通じて連携することを原則としている。しかし、現時点においてメタデータ集約を行うつなぎ役が明確ではない分野・地域が多い。そこで、それらの分野・地域については、次の条件に当てはまるアーカイブ機関との直接連携を検討することとした。

- 国の機関であり、当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関
- 公益に資する目的のため、当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関
- 唯一性・独自性の高いコンテンツ群を塊として扱う分野・地域を代表するアーカイブ機関
- その他（実務者検討委員会において適当と認められるアーカイブ機関）

2. コレクションポリシー（案）

1 基本的な考え方

ジャパンサーチは、書籍・公文書・文化財・美術・人文学・自然史/理工学・学術資産・放送番組・映画など、我が国が保有する様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォームである。ジャパンサーチとアーカイブ機関との連携は、原則として、これらの分野（又は地域）における「つなぎ役」を通じた連携を行うものとする。ただし、メタデータ集約を行うつなぎ役が明確ではない分野（又は地域）については、ジャパンサーチとアーカイブ機関の直接的な連携を検討するものとする（最新のつなぎ役機関は添付一覧を参照）。

2 適用範囲

本方針は、アーカイブ機関がつなぎ役としてジャパンサーチと連携を行う場合に適用される。また、つなぎ役は、当該つなぎ役を通じてジャパンサーチと連携する団体等（以下「つなぎ役経由の団体等」という。）との連携について、本方針のうち「4 連携機関のデジタルアーカイブに係る要件」（3）から（6）までを準用するものとする。

なお、つなぎ役が明確ではない場合のアーカイブ機関とジャパンサーチとの直接的な連携については、アーカイブ機関がつなぎ役としてジャパンサーチと連携を行う場合と同等とする。

3 連携対象機関

ジャパンサーチの連携対象機関及び連携の優先順位を次のとおり定める。

- (1) 国・地方自治体関係のアーカイブ機関は、最も重要なアーカイブ機関と位置付けて、できる限り広く連携する。
- (2) (1)以外の日本国内の法人・団体のアーカイブ機関は、つなぎ役経由の連携の可能性に留意しつつ、連携する。
- (3) 外国のアーカイブ機関は、日本を主題とするコンテンツ群を有するアーカイブ機関に限定して連携を検討する。

4 連携機関のデジタルアーカイブに係る要件

ジャパンサーチと連携することができるのは、原則として、以下に定める条件をすべて満たすデジタルアーカイブとする。

- (1) 公益に資するため、特定の分野・地域において幅広いコンテンツを有すること。
- (2) 唯一性・独自性の高いコンテンツ群を有すること。
- (3) インターネットを通じて無償かつログイン等の手続なしでコンテンツを閲覧に供していること。
- (4) 専らコンテンツの販売を目的としないこと。
- (5) 専ら特定の法人・団体・個人等の宣伝を目的としないこと。
- (6) 法令等に違反する、又は違反する恐れがあるコンテンツを有していないこと。

5 連携手続

連携手続は以下のとおりとする。

- (1) アーカイブ機関は連携に係る所定の申請を行う。
- (2) デジタルアーカイブ推進に関する検討会は、本方針に基づき総合的に連携可否を判断する。

6 ジャパンサーチと連携するアーカイブ機関の役割

ジャパンサーチと連携するアーカイブ機関（つなぎ役経由の団体等を除く。）は、ジャパンサーチの事業方針に基づき、次の役割を果たすものとする。なお、つなぎ役は、当該つなぎ役経由の団体等に対して同等の役割を果たすことを求めるものとする。

- (1) ジャパンサーチに登録したメタデータに変更がある場合、その変更内容に従って速やかに修正する。
- (2) ジャパンサーチに登録したメタデータの二次利用条件をCC0（著作物性のあるものはCC BY）相当に設定する。
- (3) ジャパンサーチに登録したメタデータに対応するコンテンツの二次利用条件をジャパンサーチ上で明示するとともに、できる限りCC0相当に設定するよう努める。
- (4) ジャパンサーチからランディングするアーカイブ機関のコンテンツ提供ページについて、そのURIを適正に管理し維持する。
- (5) アーカイブ機関は合理的な理由なくデジタルアーカイブの運用を停止しない。万一運用を停止する場合、アーカイブ機関はジャパンサーチに対し、速やかにその理由及び停止予定日を示し、対応を協議する。

7 連携方針の改訂

本方針は、改訂する場合がある。改訂する場合は、当ウェブサイトでお知らせする。

8 問合せ先

お問合せフォーム (<https://jpsearch.go.jp/contact>)
国立国会図書館 電子情報部 電子情報企画課 連携協力係
電話 03-3581-2331 (代表)

ジャパンサーチの連携状況（令和6年10月18日現在）

52 連携機関（つなぎ役）、**260** DB

国の機関	地方自治体	大学	公益法人・民間機関等
国立国会図書館 国立公文書館 デジタル庁 文化庁 国立科学博物館 国立美術館 国立文化財機構 国土地理院 産業技術総合研究所地質調査総合センター 海上保安庁	北海道 縄文遺跡群世界遺産本部 青森県 栃木県 埼玉県 東京都歴史文化財団 茅ヶ崎市博物館 富山県 金沢市 県立長野図書館 上田市 関ヶ原町 三重県 大阪市立自然史博物館 尼崎市 和歌山県立文書館 鳥取県 福岡市 大分市 南城市教育委員会	（国立大学） 人間文化研究機構 山形大学附属博物館 新潟大学 東京大学 東京農工大学科学博物館 東京学芸大学 東海国立大学機構 京都大学総合博物館 （私立大学） 慶應義塾大学 早稲田大学坪内博士記念演劇博物館 國學院大學 研究開発推進機構 立命館大学アート・リサーチセンター	映像産業振興機構 渋沢栄一記念財団 全国美術館会議 日本写真保存センター 日本放送協会 放送番組センター 南方熊楠顕彰館 広島平和記念資料館 EPAD（緊急舞台芸術アーカイブ＋デジタルシアター化支援事業） 昭和館